

マルチメディア・ネットワークと知的財産法

早稲田大学 相澤英孝

1. はじめに

- (a) 情報を財産権として保護する知的財産法
 - 情報の経済的な価値を保護する法制度—
- (b) 情報の ad hoc な保護
 - 政策目的にしたがった情報の保護—
- (c) 創作法と標識法
 - 情報の創作へのインセンティヴ—技術の創作へのインセンティヴ—芸術・学術の創作へのインセンティヴ—商品、サービスに多様化 (differentiation) へのインセンティヴ—
- (d) 情報の国際的な性格
 - 国際的な調和—通商問題としての知的財産法—ウルグアイ・ラウンド—TRIPS 協定—MAI 交渉—
- (e) 知的財産法の想定する社会
 - ネットワーク時代以前の情報の流通—

2. マルチメディア・ネットワークを流れる情報と知的財産法

- (1) マルチメディア・ネットワークと著作権法
 - (a) 芸術・学術を保護する著作権法
 - 保護による芸術・学術の奨励—パトロンに代わる保護者—民主主義的な芸術・学術の奨励—
 - (b) 保護の対象
 - 小説・音楽・絵画から映画・放送へ—
 - (c) 新しいメディアへの保護の範囲の拡大
 - インターネットへの対応—公衆への伝達権—
 - (d) 保護を受けるための条件
 - 創作性—芸術・学術的価値の法的評価の否定—
 - (e) 効力
 - 複製権、演奏権...—日本では認めていない追及権—放送権...—
 - (f) 第三者への権利の創設
 - メディア以外の者に対する権利—機器製造者への権利—DAT—

(g) コピープロテクト解除装置の規制

—著作物の使用とコピープロテクション—著作権のない情報へのコピープロテクション—

(h) 保護の例外

—私的複製...—例外の限定か例示か—fair use の不存在—

(i) 著作権法による情報の独占

—権利者中心の著作権法の改正—表現の保護から情報の保護へ—

(2) 新しい時代の著作権法へ

(a) 創作へのインセンティヴと創作物の利用のバランス

—著作権法はなんのための制度か—対価の確保と利用の促進—

(b) 対価の徴収システム

—集中処理—官庁の利益か有効なシステムか—競争のもたらす効率性—

(c) 著作権による情報の独占の阻止

—fair use—独占禁止法—Magil 事件—

(3) 著作権法と不正競争防止法

(a) 著作者と情報提供サービス

—著作へのインセンティヴとサービス提供へのインセンティヴ—サービス提供への新たなインセンティヴは必要か—情報の独占への強力な手段—

(b) 創作性を問わないデータ・ベースの保護

—EC Directive—WIPO—

(c) アクセス規制解除装置の規制

—Proposal for EC Directive—

(d) 国際動向

—アメリカ合衆国における動向—

(e) 不正競争防止法の登場

—情報提供サービスへのインセンティヴと情報の流通の自由—

3. ネットワーク・コマースと知的財産法

(1) ネットワーク上の商標—Domain Name—

(a) Domain Name の機能

—電話番号か商標か—

(b) Domain Name を巡る紛争

—有名商標を使用する Domain Name

(2) ネットワーク上の商標—Home Page—

(a) Home Page 上の商標の使用

—ネットワークの世界と商標の概念—

(b) 標識法は何を保護するか

—商品・サービスの多様化□広告宣伝機能—

(c) 商標法は何を保護するか

—商標法上の商標と商標の機能—商品・サービスの流通の変化への対応—

(d) 商標法の在り方への警鐘

—形式的な保護か実質的な保護か—不正競争防止法との関係は—21世紀への商標法—

(3) 電子マネーの特許

(a) 特許の保護の対象

—電子マネーのアーキテクチュア・ビジネス・システムの特許法による保護—暗号の特許—アルゴリズムの特許法による保護—

(b) 特許の効力

—複数の当事者の関与による「実施」—国境を越えた「実施」—

(c) 特許の保護の範囲

—技術の変化と特許の保護の範囲—

4. 国境を越えた情報の保護

(1) 裁判管轄と準拠法

(a) 裁判管轄

—被告の住所地—不法行為地—プラッセル条約—forum shopping—国際的な訴訟競合の取扱—

(b) 準拠法

—行為地法—発信地法による統一的解決—地理的制限のある発信方法への対処—インターネットへの対応の不十分さ—パテント・ヘヴン、コピーライト・ヘヴンの発生—受信地法—インターネットは世界中で受信可能—実質的な重複適用—一国における権利で世界中の保護—最も密接な関連を有する国の法—ネットワークはどの国と最も密接に関連するか—

(2) 域外適用

(a) 知的財産の実効的な保護

—パテント・ヘヴン、コピーライト・ヘブン対策—

(b) 域外適用から生じる問題

—保護の錯綜—

(c) 国際法上の問題

—外国による国内秩序の規律—

(3) 国際的な調和

(a) パリ条約とベルヌ条約

—19世紀以来の国際的な調和—合意による調和—

(b) WTO協定の付属協定

—包括的な貿易協定—特許、商標、著作権...を含む条約—パネルによる紛争解決—

(c) MAI（多国間投資保護協定）

—WTOを中心とする貿易秩序の発展—経済に関する基礎的制度としての理解—私人の申立による紛争解決手続—

5. むすびにかえて

(a) 21世紀の知的財産法

—どのような経済効果が期待できるか—日本経済の在り方—付加価値型経済へ移行できるか—

(b) パラダイムの変換

—技術進歩と法律改正のギャップ—旧態然たる法制度の限界—発想の転換—